

「水質汚濁に係る農薬登録基準値（案）」に対する意見募集の結果について

令和3年8月31日
環境省水・大気環境局
土壤環境課農薬環境管理室

1. 意見募集の概要

- (1) 意見募集の対象農薬
オリザリン及びクロルタルジメチル
- (2) 意見募集の周知方法
関係資料を電子政府の総合窓口（e-Gov）に掲載
- (3) 意見募集期間
令和2年7月31日（金）～ 令和2年8月29日（土）
- (4) 意見提出方法
郵送、ファックス又は電子メール
- (5) 意見提出先
環境省水・大気環境局土壤環境課農薬環境管理室

2. 意見募集の結果

- (1) 御意見提出者数
 - ・ 封書によるもの 0通
 - ・ ファックスによるもの 0通
 - ・ 電子メールによるもの 3通
- (2) 御意見の延べ総数 4件
- (3) 提出された御意見の概要と御意見に対する考え方
別紙のとおり
提出された御意見のうち1件は、本意見募集とは関係のない御意見でした。

(別紙)

No.	提出された御意見	御意見に対する考え方
1	<p>1. 審議の透明性について</p> <p>今回意見を募集しているオリザリン、クロルタールジメチルは共に令和2年度非食用農作物専用農薬安全性評価検討会(第1回)において審議されているようであるが、その検討会は非公表であり、本パブコメ開始時に議事要旨すら公表されていないので審議の透明性に疑問が残る。令和2年度非食用農作物専用農薬安全性評価検討会(第1回)の開催要領はまだ公開されていないが、平成30年度の非食用農作物専用農薬安全性評価検討会の開催要領は公開されており、透明性を確保することから議事要旨を公開することとしている。令和2年度は公表しないこととしたのか。パブリックコメントは国民から意見を言える数少ない場であるのでそれまでには公表すべきと考える。</p>	<p>令和2年度非食用農作物専用農薬安全性評価検討会(第1回)の開催要領及び議事要旨については、8月26日に公開いたしました。</p> <p>今後も、審議の透明性の確保に努め、パブリックコメント開始前の議事要旨の公開等を徹底してまいります。</p>
2	<p>2. クロルタールジメチルについて</p> <p>クロルタールジメチルの評価書の安全性評価において非食用農薬ADIを設定した旨の記載があり、参考資料6を参照する旨の注が振ってあるが令和2年7月10日の中央環境審議会土壤農薬部会農薬小委員会(第76回)の資料に参考資料6がない。おそらく参考資料2のことを指していると考えられるが中央環境審議会土壤農薬部会農薬小委員会(第76回)の議事録が公開されていないのでどのように審議されたのかわからない。中央環境審議会土壤農薬部会農薬小委員会(第76回)で訂正することとなったのであれば訂正してからパブリックコメントの資料として掲載すべきである。誰も気づかなかつたのであれば資料を作る事務局がしっかりすべきである。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、第76回農薬小委員会資料5「水質汚濁に係る農薬登録基準として環境大臣の定める基準の設定に関する資料(案)」の当該記述を訂正のうえ、8月26日に環境省ホームページに掲載いたしました。また、令和2年度中央環境審議会土壤農薬部会農薬小委員会(第76回)の議事録については、8月24日に公開いたしました。</p> <p>今後も、資料の正確性及び審議の透明性の確保に努め、パブリックコメント開始前の議事要旨の公開等を徹底してまいります。</p>

3	芝やたばこ用の農薬で食用ではありませんし、周辺水域に流れ込む量は計算上、極めて低くなるので基準値上は問題なさそうですが、水域以外の周辺の生態系への影響は確認されたのでしょうか？	これらの剤が陸域の生態系に及ぼす影響につきましては、令和3年度から開始される再評価制度において、確認を行っていくこととしています。
---	--	---